

仕 様 書

1. 業務名

令和3年度第一牧志公設市場再整備推進事業・業務推進コーディネート業務及び商業支援業務委託

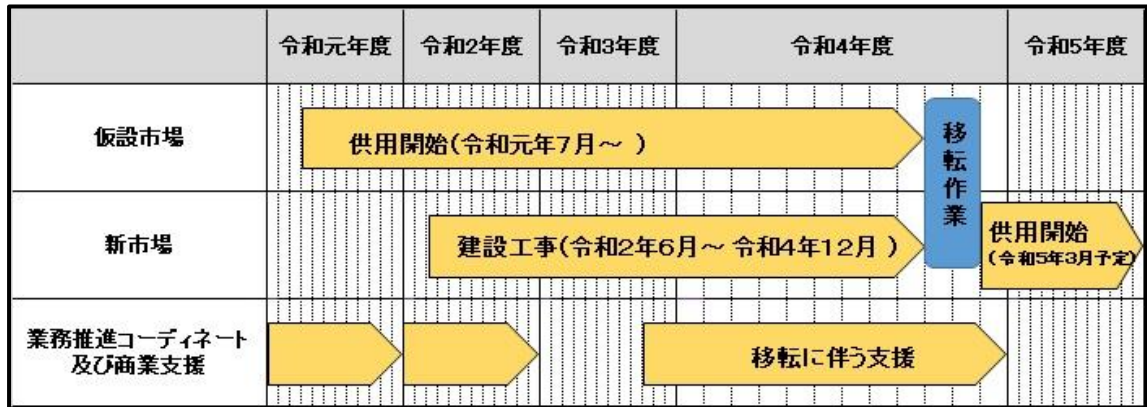
2. 業務目的

平成28年度に策定した、「那覇市第一牧志公設市場再整備基本計画」を踏まえ、沖縄県の食の魅力発信拠点及び「食」を中心とした沖縄独自の生活文化が体感できる街歩き拠点としての機能を有する施設となるよう、再整備事業を進めている。

本業務は、市場事業者の新市場への移転が円滑に完了することを目的に業務推進コーディネート及び商業支援を実施するものである。

なお、業務遂行にあたっては、再整備事業全体の円滑な実施に向け、発注者支援の立場で業務管理を行うとともに各種課題の整理・解決等を図ることとする。

【再整備事業スケジュール】



3. 業務内容

(1) 業務推進コーディネート

- ①市場事業者の新市場への移転が円滑に完了するための各種説明会等の実施支援

1) 市場事業者への全体説明会等（3回程度）の説明資料や議事録の作

成並びに説明会等を円滑に進行する具体的手法の検討及び実施

- 2) 新市場への移転に伴い市場事業者が実施する内装工事等（いわゆるC工事）に関する各部門（5部門）説明会等（各3回程度）の説明資料や議事録の作成並びに説明会等を円滑に進行する具体的手法の検討及び実施
- 3) C工事の進捗が遅れている市場事業者を対象とした説明会等（3回程度）の説明資料や議事録の作成並びに説明会等を円滑に進行する具体的手法の検討及び実施

（2）商業支援業務

- ①市場事業者の新市場への移転が円滑に完了するための各種支援の実施
 - 1) 市場事業者が実施する内装工事等（いわゆるC工事）の工事の内容整理及び進捗管理の実施
 - 2) 市場事業者が保健所及び上下水道局等の関係機関へ提出する書類の作成支援の実施
 - 3) 市場事業者の新市場への移転スケジュール表の作成および移転完了までの進捗管理の実施
 - 4) 市場事業者への各種説明会等毎に説明内容等を整理した、市場事業者への配布資料の作成

【市発注の工事及び市場事業者が実施する内装工事等（C工事）内訳例】

部門名	市発注の工事	市場事業者が実施する工事(C工事)
生鮮部門（1階） 外小間部門（1階） 精肉部門（1階） 鮮魚部門（1階）	<ul style="list-style-type: none"> ・天井、壁、床、間仕切り壁の設置 ・店舗内看板下地、屋外看板下地 ・吊戸棚の吊り金具（アングルのみ）の設置 ・コンセント（100V）設置 ・店舗内照明の設置 ・給水設備（天井付近にバルブ止） ・排水設備（区画内立上げ） ・電気メーター及び分電盤設置 ・TV端子 ・冷凍ショーケースの配管用スリーブ工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・造作棚 ・店舗内装工事及び屋外看板製作、取付加工 ・厨房設備（冷凍ショーケース、シンク、手洗器等）の設置 ・その他設備工事 ・スポットライト等の局所照明 ・水栓設備（蛇口）設置および給水配管接続 ・シンクや手洗器等の厨房設備への排水配管接続 ・電話、インターネット等の引込配線工事

<p>食堂部門（2階）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天井、壁、床、間仕切り壁の設置 ・店舗内看板下地、屋外看板下地 ・吊戸棚の吊り金具（アングルのみ）の設置 ・コンセント（100V）設置 ・店舗内照明の設置 ・給水設備（天井付近にバルブ止） ・排水設備（区画内立上げ） ・電気メーター及び分電盤設置 ・TV端子 ・一般換気扇、一般空調、一般給気口 	<ul style="list-style-type: none"> ・造作棚 ・店舗内装工事及び屋外看板製作、取付加工 ・厨房設備（レンジフード、シンク、手洗器、ガスコンロ等）の設置 ・その他設備工事 ・スポットライト等の局所照明 ・水栓設備（蛇口）設置および給水配管接続 ・シンクや手洗器等の厨房設備への排水配管接続 ・ガスコンロ等火気設備への配管接続 ・換気扇、ダクトの設置 ・電話、インターネット等の引込配線工事
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※業務実施に必要な詳細な各種資料は契約締結後に提示いたします。

4 成果品

- (1) 報告書：A4版（一部カラー、ドッチファイル）2部（正・副本）
- (2) 本業務に関する電子データ

5 業務執行体制

- (1) 業務主任者及び業務主任者以外の担当者を配置する。
- (2) 業務主任者又は業務主任者以外の担当者には、過去5年間に、国又は地方公共団体、市街地再開発事業者等が発注する施設の再整備関連事業の実績を有する者を配置する。
- (3) 業務主任者及び業務主任者以外の担当者は、本業務を実際に担当する者であり、本業務を担当できなくなった場合は選定を取り消す場合がある。
- (4) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者を配置する。

6 その他

(1) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務は沖縄振興特定事業推進費補助金を活用するものであり、補助金の適正な執行を確認するため、本成果品以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合があります、その際は求めに応じ積極的に協力する。

(2) 帳簿等の整備及び保存等について

当該事業に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備し、当該事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存する。

(3) 業務終了時の対応について

契約の履行期間終了、全部もしくは一部解除、又はその他契約終了事由の如何を問わず受託者による担任業務が終了する場合は、発注者・別事業者を問わない次期業務遂行者が、継続して業務を遂行できるよう誠意をもって引き継ぎを行い協力する。なお、その際に必要なデータは無償で提供する。

(4) 契約不適合責任

本業務の成果品が契約内容に適合しない場合は、速やかに無償で是正しなければならない。

(5) 業務成果の帰属性

①成果品について

本業務で取得した全ての成果品は、本市へ帰属するものとする。

②著作権の帰属

本件業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市へ帰属するものとする。

③著作権の処理

本業務の実施による成果品は、画像等の著作権上の権利関係を済ませた上で納入する。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

(6) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般に実施される業務項目は、本件業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるときは、受託者は本市と協議することができる。